

令和 8 年度 観光 MaaS 推進事業 公募要領

■募集期間

令和 8 年 2 月 13 日（金）～3 月 6 日（金）まで

令和 8 年 2 月
国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課

内容

本事業のお問い合わせ先	2
I . 観光 MaaS 推進事業の目的	3
II . 募集内容	4
1 . 補助対象事業の事業内容	4
2 . 補助対象事業の実施主体	4
3 . 事業補助対象要件	4
4 . 補助対象要件に関する留意点	5
5 . 補助対象経費	5
6 . 補助率	6
7 . 参考事例	6
8 . 補助対象事業の事業実施期間	7
9 . 事業実施状況等の報告等	7
III . 補助対象事業の採択方法・審査基準	8
1 . 採択方法	8
2 . 審査基準	8
IV . 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて	12
1 . 事業全体の流れ	12
2 . 応募について	13
2-1 . 応募期間	13
2-2 . 応募方法	13
2-3 . 提出書類	14
3 . ヒアリングの実施について	14
4 . 採択結果の通知について	14
5 . 採択後の補助金交付申請等について	15
6 . 令和6年能登半島地震の被災地における特例について	15
V . 事業の実施にあたっての留意点等	16

本事業のお問い合わせ先

本公司要領及び以下の詳細ページをご覧いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

(URL) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport Tk_000259.html

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間 9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

※運輸局によっては、上記時間内に電話対応休止時間がある場合がございます。

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

I. 観光 MaaS 推進事業の目的

地域公共交通は、国民生活や社会経済活動を支える社会基盤である一方、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、その持続可能性の確保が課題となっています。このような状況を踏まえ、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）により、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」（再構築）を進め、利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要です。

観光 MaaS 推進事業では、交通事業者や観光コンテンツ等の連携・協働により多種多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により地域が抱える様々な課題の解決に資する取組に対し支援を行います。これにより、インバウンド含む観光地の観光地へのアクセシビリティを改善し、地方誘客や「観光の足」確保の推進による観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等、地域の観光における課題解決に寄与することを目的とします。

II. 募集内容

1. 補助対象事業の事業内容

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaSを活用して、インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策に資する取組を対象とします。

2. 補助対象事業の実施主体

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、民間事業者又はこれらを構成員とする協議会（※1）。

なお、主たる構成員が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入している必要があります。

※1 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第36条の4第1項に掲げる新モビリティサービス協議会であることが望ましいが、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第76号）第15条の4第2号に基づく地域協議会や地域交通法第6条に基づく法定協議会等において、当該MaaS事業の実施に関係する者を新たに協議会の構成員として加えること等により、申請者の要件である協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、観光MaaS推進事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、補助事業の交付申請までに設置されるものを対象とする。

※ 本事業の応募にあたって、必ずしも共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等は求められません。

3. 事業補助対象要件

以下のすべての条件に該当する事業であって、利用者の交通利便性を向上させる事業を補助対象事業とします。

① マルチモーダルかつシームレスな移動体験の提供

複数の交通事業者が連携して、以下の機能を持つアプリケーション（Webアプリも含む。以下「MaaSアプリ」という。）を一般ユーザーに提供する事業であること。

ア) 交通機関（鉄道、路線バス、旅客船、航空、タクシー等の公共交通機関）の経路検索機能

イ) 交通機関の乗車券（シングルライド乗車券又はデジタルチケットとして発行

される企画乗車券）の予約又は購入及びこれらの電子決済機能

ウ) 交通機関の乗車券認証（チケッティング）機能

② モビリティ・データの取得と活用

MaaS アプリ又は MaaS アプリのサービス範囲に含まれる交通機関の決済システム等から取得した移動関連データ（乗降数、OD データ、決済情報、利用者情報等）を活用し、地域交通の現状分析、課題可視化、将来予測等のデータ分析を行ったうえで、自治体又は事業者の観光政策又は交通施策に反映することで、インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等の観光施策を推進する事業であること。

③ エンドコンテンツとの連携

前記①と連携し、宿泊、観光、飲食等の商業サービス、医療・福祉サービス、行政サービス、交通サービス（公共ライドシェア、日本版ライドシェア、オンライン交通、交通シェアリングサービス、交通レンタルサービス、自動運転サービス等）等のサービスの検索、予約、購入、クーポン利用、レコメンデーション等を行うことで、インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等の観光施策を推進する事業であること。

4. 補助対象要件に関する留意点

前記 3 の補助対象要件の適合性を判断する際は、以下の点に留意すること。

- MaaS では、複数の交通モードや交通事業者が連携したサービス提供（マルチモーダル）が広域に提供されることを重視する。このため、単一モードの利便向上施策（例：AI デマンド交通を配車するためのユーザーアプリの提供）のみを行う取組は前記 3 要件①の要件該当性を満たさない。また、単一の資本グループに閉じた取組（例：グループ系列の鉄道とバスの連携）は、他の交通サービスが当該地域に存在する場合には、同要件を満たさないと評価される場合がある。
- 観光 MaaS 推進事業では、MaaS アプリ等を契機として取得したデータを地域の観光政策における課題解決に活用する取組を重視する。このため、単にデータを取得することだけが目的となっている取組（具体的な活用方法を提案できていない取組）は前記 3 要件②の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。
- 観光 MaaS 推進事業では、交通サービスと地域のエンドコンテンツが連携することで消費や滞在を活性化させる取組を重視する。このため、単に目的地までの移動の利便性を向上させる取組（例：キャッシュレス決済によるデジタルチケッティングを導入する取組）や交通サービスの利用促進のみを目的とした取組（例：単なるフリーパスの販売）は事業実施地域の実情を踏まえ前記 3 要件③の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。

5. 補助対象経費

以下の事業に要する経費を補助します。

採択された場合、採択された年度（令和8年度）に限り国費を交付します。

- 1) システム開発に要する経費
 - ・システム購入、開発、改修等の費用
- 2) 端末整備等に要する経費
 - ・キャッシュレス端末等の購入、設置に要する費用
 - ・シェアサイクル、マイクロモビリティ等の交通サービスの導入に係る費用
- 3) 利用促進費
 - ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用
- 4) システム利用料
 - ・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する経費
- 5) 実証運行費
 - ・交通サービス等の運行に係る費用（車両費は除く。）
- 6) 交通情報のデータ化に要する費用
 - ・GTFS-JP シリーズに基づく交通サービスの運行情報に係る標準的なデータ作成に要する経費（本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。）
 - ・国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」又は「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に基づく標準的な乗降実績データ作成に要する経費
- 7) その他
 - ・システムの導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等

6. 補助率

補助率：2／3

※補助対象外経費は、以下を想定しております。

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費 等

7. 参考事例

観光 MaaS 推進事業の実施について過年度の取組を以下のホームページにおいて公開しています。応募内容の検討に当たって、参考としてください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport Tk_000160.html

8. 補助対象事業の事業実施期間

交付決定日（令和8年4月以降順次）～令和9年2月26日（金）

※この間に発生した経費を、補助対象経費とします。

9. 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

III. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

観光 MaaS 推進事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

(1) 形式審査

- ① 事業実施主体に交通事業者（交通事業を実施する地方公共団体を含む。以下同じ。）を1社以上含む事業であること。
- ② 応募書類に必要項目が記載されていること。
- ③ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していること。

(2) 内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。

項目	審査基準	評価ポイント
① 事業実施体制のマルチモーダル性	事業実施の体制が対象エリア内の交通サービス事業者を網羅したものとなっているか。	本事業では、地域の複数の交通モード（例：バスと鉄道）や交通事業者（例：XXバスとYYバス）の連携を重視しており、地域の交通サービスを網羅的に連携させる取組を評価する。 例：特定の電鉄系グループ（鉄道及びバス）だけの座組ではなく、複数の電鉄系グループの連携やミクロなモード（コミュニティバスやデマンド交通）を巻き込んだ座組となっているもの。
② 事業実施内容のマルチモーダル性	実施事業の内容が対象エリアの交通サービスを網羅したものとなっているか。	事業実施体制だけでなく、実際の実施事業の内容において、地域の交通サービスを網羅的に連携させる取組を評価する。 例：提供する MaaS アプリの経路検索機能やチケット購入機能が鉄道・バスだけでなく、デマンド交通（デマンドバスやタクシー）も含めて利用できるもの。

(3) シームレスな移動体験の実現	実施事業の内容がシームレスな移動体験を実現するものとなっているか。	<p>利用者の観点から、交通モードや交通事業者を横断した移動体験を向上させる取組を評価する。</p> <p>例:MaaS アプリから利用可能な企画乗車券の認証方法（チケッティング）が交通サービスによって異なる（目検と QR が混在）のではなく、エリア内でデジタル方式に統合されているもの。</p> <p>例：チケット購入機能やクーポン取得機能、デマンド交通配車機能等が MaaS アプリからワンストップで利用可能なユーザ体験を実現するもの。</p>
(4) モビリティ・データ活用の社会実装	モビリティ・データの取得及び活用が持続可能な仕組みとなっているか。	<p>事業実施期間中ののみの手作業やアドホックなデータ取得・活用ではなく、継続したデータ活用・分析を可能とする取組を評価する。</p> <p>例：乗降実績データの共通 ID 化とクラウド化により、データ取得をシステム的に可能とするもの。</p> <p>例：データ分析や可視化などの機能がワンショットの作業ではなくシステムとして提供されているもの。</p> <p>例：地図やグラフを用いたデータの可視化だけでなく、分析や予測など施策検討に必要なインサイト（洞察）をシステムが outputするもの。</p> <p>例：取得・作成したモビリティ・データを継続的にオープンデータ化するもの。</p>
(5) エンドコンテンツとの連携	交通手段と宿泊、観光、飲食等の観光分野のエンドコンテンツと連携したものとなっているか。	<p>実施する事業が自治体や DMO と連携しており、「観光の足」確保による周遊促進やオーバーツーリズム対策に資する取組となっているものを評価。</p> <p>例：自治体や DMO の観光施策や「観光の足」確保の施策に MaaS が位置づけられているもの。</p>
(6) 協業化・共通化・標準化	業務やシステムの協業化・共通化・標準化を通じて事業生産性を向上させるものか	<p>実施する事業が、国土交通省が定める標準仕様や標準業務モデルに準拠する取組や、複数事業者のシステム等を共通化する取</p>

		組を評価。 例：国土交通省が定める「QR チケット相互運用 API 標準仕様書」に準拠した QR チケッティングシステムを導入する取組。
⑦ 取組の広域性	実施事業の内容が複数の自治体やエリアを包含する広域性を持つものとなっているか。	実施する事業が、単一の市町村やエリアに閉じたものではなく、複数市町村の連携や都道府県単位の取組など広域性をもつ取組を評価。 なお、総務省が定める「広域リージョン連携推進要綱」に基づく「広域リージョン連携宣言」及び「広域リージョン連携ビジョン」に位置づけられたプロジェクトについては、本項目において評価を行う。 例：複数の都道府県が参画する協議会が事業主体となる取組。

(3) 技術要件について ((2) -⑥項)

技術要件について、以下 Web サイト URL を確認ください。なお、下記 1～7 以外の技術要件は順次掲載いたします。掲載前に必要な場合は、お問い合わせください。

	技術要件	Web サイト URL
1.	乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）	https://www.mlit.go.jp/common/document/005/
2.	タクシー共同配車業務運用ガイドライン	https://www.mlit.go.jp/common/document/013/
3.	デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/common/document/003/
4.	タクシー配車システム連携 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/common/document/001/
5.	QR チケット相互運用 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/common/document/004/
6.	シェアサイクルポート共有 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/common/document/002/
7.	SIM レスバス停システム技術仕様書	https://www.mlit.go.jp/common/document/011/
	上記以外の技術要件	https://www.mlit.go.jp/common/document/

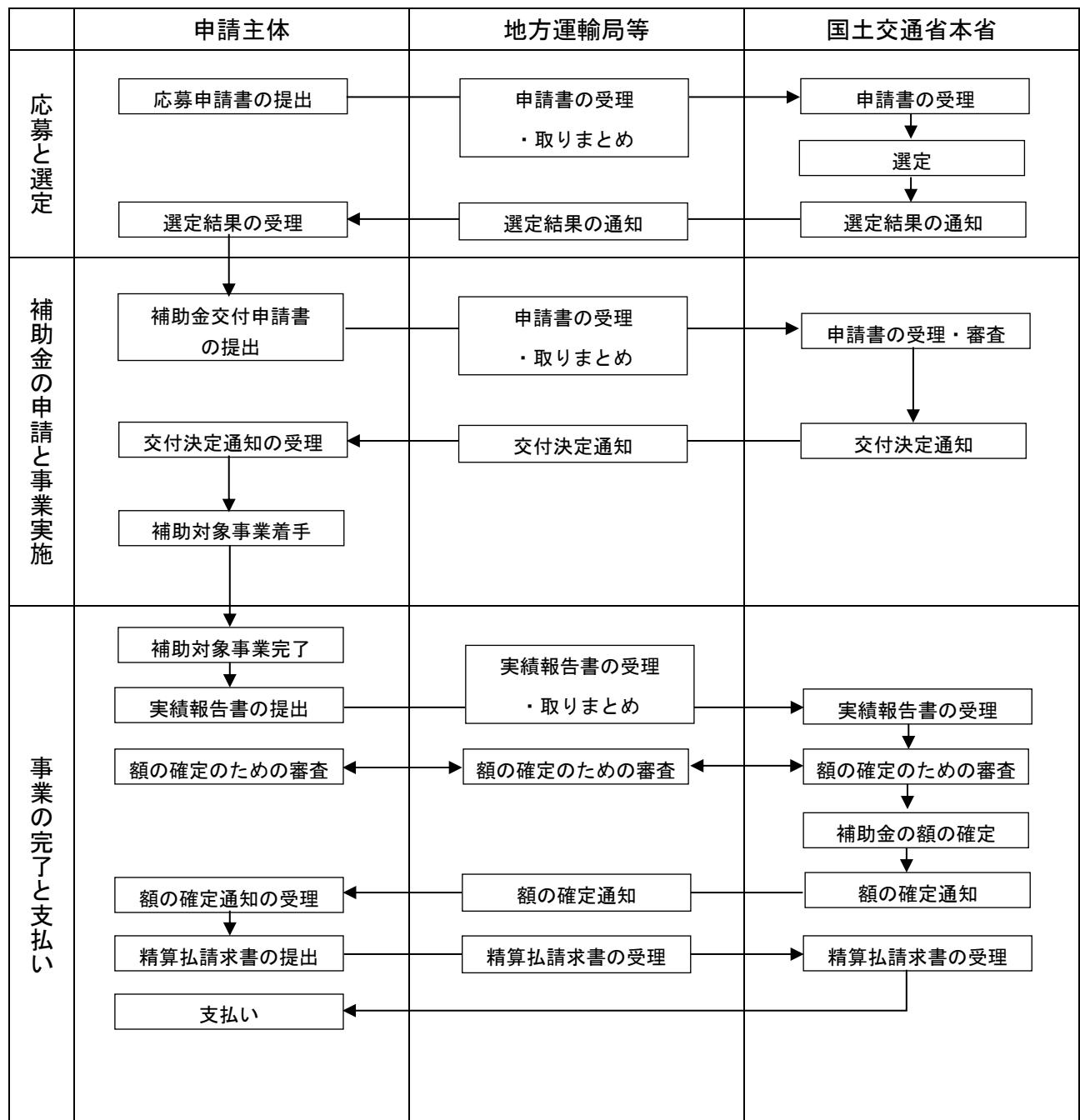
(4) 応募にあたっての留意点

- ・採択先/採択件数は精選により決定となること。
- ・補助対象経費は、補助金の交付決定後に着手した業務を対象とし、令和9年2月26日（金）までに要したものと対象とする。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。また、提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・補助対象事業にかかるシステムの詳細や使用するデータ形式、システムに関する課題の分析結果等を国に提供すること。提供されたデータ等は、国の施策推進のために、必要に応じて使用することがある。
- ・他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である。
(補助対象経費の重複は不可)

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。



2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、応募様式に必要事項を記載し、受付開始後に各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当窓口に提出してください。

2-1. 応募期間

令和8年2月13日（金）～3月6日（金）正午【必着】

2-2. 応募方法

上記の応募期間中に、提出書類（電子データ）を添付して電子メールにて提出してください。

提出先は、事業を行う地域を管轄する下記の各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当窓口になります。

提出時のメール件名は、必ず「【提出】（申請者名）観光 MaaS 推進事業」としてください。

北海道⇒北海道運輸局 hkt-koutsukikaku*gxb.mlit.go.jp

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

⇒東北運輸局 tht-touhoku6-koutsukikaku*gxb.mlit.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

⇒関東運輸局 ktt-koutsuu2*ki.mlit.go.jp

新潟県、富山県、石川県、長野県

⇒北陸信越運輸局 hrt-kosei-kikaku*mlit.go.jp

福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⇒中部運輸局 cbt-chubu-kikaku*gxb.mlit.go.jp

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⇒近畿運輸局 kkt-kinki-kikakuka*ki.mlit.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⇒中国運輸局 cgt-chugoku-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⇒四国運輸局 skt-koutuukikaku*ki.mlit.go.jp

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

⇒九州運輸局 qst-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp

沖縄県⇒沖縄総合事務局 運輸部企画室 098-866-1812

※沖縄総合事務局については、担当者に電話で提出方法を確認した上で

メールで送付してください。

※メール送信の際は、「*」を「@」へ置き換えて送信願います。

2－3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

- ① 令和8年度観光MaaS推進事業 応募様式
- ② 令和8年度観光MaaS推進事業 暴力団排除に関する誓約事項
- ③ 本事業に係る参考資料（PowerPoint等による補足資料等を想定）
※必要に応じて提出してください。

<留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません（様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く）。変更が必要な場合は、あらかじめ各地方運輸局等にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があるため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場合があります。

4. 採択結果の通知について

公募期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容（ヒアリング内容を含む）の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、交付上限額の設定等、条件付きで採択とする場合があります。

※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、各地方運輸局等が行

います。

※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。

なお、採択の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、各地方運輸局等から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに各地方運輸局等へ交付申請書を提出してください。交付申請書について各地方運輸局等及び国土交通省で形式面等を審査の上で、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。

6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について

令和6年能登半島地震の被災地における取組について、提出書類の準備が困難な場合においては、補助金交付申請手続き時に併せて提出することを要件に、必要最小限の書類での応募を可能といたします。その他、応募期間等について、配慮を要する場合には北陸信越運輸局へご相談ください。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の実施

- ・ 本補助の活用に際しては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱または観光振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領または観光振興事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくことになります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

2. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。
- ・ 申請事業者が自社製品を購入したり、共同申請者やグループ会社・関係会社に発注を行ったりすることは、利益排除の対象となります。

3. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時までに直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

4. 事業の実施及び事業内容の変更

- ・ 補助対象事業者は、交付決定通知を受理後、補助対象事業の内容を変更しよう

とする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付要領・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要があります。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ各地方運輸局等へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容なく、また事前に変更の承認を得ずに行実施した業務に係る経費は補助対象外となります。

5. 事業の進捗報告

- 事業進捗の適正管理の観点から、1か月に2回程度の進捗報告（国土交通省に対する報告及び国土交通省が指定する業務実施支援チームへの報告）及び以下の資料の作成が必要となります。
 - 事業実施計画書
 - WBS/ガントチャート
 - 事業実施報告書
 - 進捗報告資料
 - 中間報告資料
 - その他取組内容やシステム実装の内容がわかる資料
- 又、採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、国土交通省及び各地方運輸局等においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に国土交通省ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。
- さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。
- 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング等を実施していただくことがあります、具体的には交付決定後に各地方運輸局等と調整します。

6. 完了実績報告

- 補助対象事業者は補助対象事業が完了したときは、その日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。
- 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。

7. 補助金の支払い

- 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定

前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。

- 原則として、申請者名義の金融機関口座に補助金を振り込みます。申請者名義の口座の用意が難しい場合は、各地方運輸局等にご相談ください。

8. 補助事業完了後

- 補助対象事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- 補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適切に行う必要があります。なお、補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通省または事務局の承認を受けなければなりません。その際には、処分制限期間の残余期間分に相当する補助金額を返還しなくてはならない場合があります。